

新型コロナウイルス感染症に関連する中小企業金融相談窓口の設置について

富山県では、中小企業への円滑な資金供給を図るため、県独自に2月17日より経済変動対策緊急融資に「新型コロナウイルス感染症対策枠」を創設し、金融相談窓口を設置しています。

これから年度末の資金需要期を迎える中小企業の資金繰りに万全を期すため、令和2年度補正予算を編成し3月19日(木)より、①経済変動対策緊急融資「新型コロナウイルス感染症対策枠」の融資限度額の拡充と、②緊急経営改善資金(借換資金)の要件緩和を併せて実施することにより、返済負担の軽減と資金調達の円滑化を図ります。

「新型コロナウイルス感染症に関する中小企業金融相談窓口」

- 場 所 : 富山県商工労働部経営支援課内
- 電 話 : 076-444-3248
- 対応日時 : 8:30~17:15 (土日・祝日を除く)

(1) 経済変動対策緊急融資「新型コロナウイルス感染症対策枠」

- 融資限度額: 8,000万円 ⇒ 【拡充】 1億6,000万円 (運転資金)
- 融資期間: 7年以内 (うち据置1年以内)
- 融資利率: 年1.25%以内
- 認定機関: 危機関連保証、セーフティネット保証利用時は市町村、  
同保証を利用しない場合は商工会議所・商工会

対象	新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、事業に影響を受けた中小企業者であって、最近1ヶ月の売上高等の実績と、その後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高等の見込みが、対前年同期比で減少している者(創業後1年未満の方も利用できます)。		
売上高等の減少率	▲5%以上	▲15%以上	▲20%以上
保証料率 (保証必須)	・セーフティネット保証5号利用時 年0.5%(業種指定あり) ・年0.35%~年1.05%	・危機関連保証 年0.5% (全業種対象)	・セーフティネット保証4号 年0.5% (全業種対象)
	80%保証	100%保証	

(2) 緊急経営改善資金(借換資金)の要件緩和措置

当面の間、次のとおり借換資金の要件を緩和(借換回数: 現行2回まで⇒特別措置3回まで)

対象	新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、事業に影響を受けた中小企業者であって、最近1ヶ月の売上高等の実績と、その後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高等の見込みが、対前年同期比▲5%以上減少しており、経営改善計画を策定し、借換えを行うことにより経営改善が期待される中小企業者
----	---

- 融資限度額: 一般枠8,000万円、小口枠2,000万円(借換と同額までの新規運転資金を含む)  
県制度融資のほか、保証付き既往債務の借換えも可
- 融資期間: 10年以内(うち据置1年以内)
- 融資利率、保証料率、認定機関は上記(1)の経済変動対策緊急融資「新型コロナウイルス感染症対策枠」と同様